

「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視 －職業訓練を中心として－」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】厚生労働省 【勧告日】平成28年2月2日

【回答日】（1回目）平成28年10月11日 （2回目）平成29年11月10日

1. 公的職業訓練の効果的な実施の推進

主な勧告（調査結果）

主な改善措置状況

介護系分野（訓練の積極的な実施を目指すべきだが、受講者が集まりにくい分野）

【勧告】公的職業訓練の周知・誘導等の積極的な実施

調査結果

民間教育訓練機関等^(注1)による説明会を未実施など、周知・誘導等が不十分

（調査した21都道府県労働局の33公共職業安定所（以下「安定所」という。）中、25安定所において、委託訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していない など）

（注1）都道府県から委託され、又は厚生労働大臣の認定を受け、職業訓練を行う民間の専修学校、大学、NPO、事業主（事業主団体）など。なお、民間教育訓練機関等が、都道府県から委託されて行う職業訓練を「委託訓練」という。

情報系分野（地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないものがみられる分野）

【勧告】地域訓練協議会^(注2)が中心となった原因の把握・分析、訓練内容の見直し等の実施

調査結果

地域において就職率が低くなっていることの原因分析が不十分

（情報処理・通信技術者の有効求人倍率が2.0倍以上と高水準であるにもかかわらず、情報系分野の就職率が60%を下回る地域あり（3労働局））

（注2）地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した職業訓練の実施分野及び規模の設定等について有識者等が企画・検討を行う場として、都道府県ごとに開催されるもの

- 各労働局に対して通知を発出し、訓練実施機関による説明会及び施設見学会の積極的な実施を指示
- 上記通知を受け、全労働局管内で訓練実施機関による説明会や施設見学会を実施
- 上記取組の結果、介護系分野の訓練コースの定員充足率が向上している例あり

雇用情勢の改善により訓練コースの定員充足率が減少する中、
・岐阜労働局では、介護系分野の委託訓練の定員充足率が平成27年度の52.8%から28年度は56.7%に向上
・大阪労働局では、説明会を実施した訓練実施機関の平成28年度上半期の定員充足率が51.8%であるのに対し、説明会未実施である訓練実施機関の定員充足率は33.7%

- 全労働局が地域訓練協議会等を活用して原因の把握・分析を行い、訓練内容の見直し等を実施
- 上記分析に基づき新規開設した情報系分野の訓練コース修了者の就職率が向上している例あり

山梨労働局では、事業主団体へのヒアリング結果を踏まえて情報系分野の訓練を新規開設し、同訓練修了者の平成29年8月時点の雇用保険適用就職率は44.4%となっている。※
※情報系分野の訓練コース修了者の27年度雇用保険適用就職率は20.0%

2. 公共職業安定所における開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底

主な勧告（調査結果）

【勧告】開講前中止の訓練申込者に対する助言、援助等の取組の徹底

調査結果

訓練コースが開講前に中止され、希望のコースを受講できない申込者に対し、安定所における早期の就職の実現に向けた取組が不十分

（開講前に中止となった訓練コースの申込者に対して、支援のための来所勧奨等を行っていない例 など）

⇒ 安定所によっては、開講前に中止となった訓練コース申込者の早期の就職の実現に向け、積極的な支援を行っている例あり



主な改善措置状況

■ 各労働局に対して通知を発出し、開講前中止の訓練申込者に対する取組の徹底を指示

■ 平成29年度からは、各安定所における助言・援助等の取組について、**各労働局が毎年度点検**

（47労働局のうち、44労働局で点検を実施済みであり、残り3労働局についても平成29年内に実施予定）

■ **助言、援助等を受けた訓練申込者全員が他の訓練コースを申込等した例あり**

（岡山安定所（岡山労働局）等は、開講中止を把握した段階で訓練申込者に対して来所勧奨、他の訓練コースの情報提供等を実施した結果、全員が他の訓練コースを申込又は就職）

3. 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進

主な勧告（調査結果）

【勧告】求職者支援訓練^(注)における託児サービス付き訓練及び短時間訓練に関するニーズの把握・導入の検討

調査結果

求職者支援訓練には託児サービス付き訓練及び短時間訓練が導入されておらず、子どもを持つ求職者が受講を断念する例あり

（訓練の終了時間が遅く、小学校低学年の子どもの帰宅や、保育所への迎えに間に合わず、受講を断念した例 など）

⇒ 委託訓練では、託児サービス付き訓練及び短時間訓練を実施しており、利用が拡大

(注)求職者支援法に基づき、雇用保険の失業等給付を受給できない者等に対して行う職業訓練



主な改善措置状況

■ **求職者支援法施行規則の一部を改正**
（平成28年4月1日公布。同年10月1日施行）

（・託児サービス付き訓練の利用が可能となるよう、訓練実施機関に対する支援を措置（「訓練施設内保育実施奨励金」を新設）
・1日の訓練時間を従来より短い4時間に設定可）

■ 各労働局に対して託児サービス付き訓練及び短時間訓練の設定促進を指示

■ **託児サービス付き訓練及び短時間訓練ともに複数開講**

（【平成28年10月1日～29年3月31日開講分】
託児サービス付き訓練：72コース（託児サービスを利用している受講者数84人（速報値））
短時間訓練：5コース（受講者数37人））

職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年8月～28年2月
- 2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省
関連調査等対象機関：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県（21）、民間教育訓練機関（51）、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成28年2月2日 厚生労働省

【回答年月日】 平成28年10月11日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成29年11月10日 厚生労働省

【調査の背景事情】

- 産業構造の変化、技術の進歩、少子高齢化など経済社会情勢が変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させるなど、労働者に対する適切な職業能力開発の実施が必要
- 労働力人口の減少が見込まれる中、総務省の平成26年労働力調査年報によれば、長期失業者（89万人）、出産・育児を理由に求職していない女性の就業希望者（101万人）、若年無業者（56万人）等の職業能力の習得や就業の促進が課題となっており、就業経験や能力等が多様な者への対応も重要
- 厚生労働省の一般職業紹介状況の有効求人倍率をみると、様々な職場で人手不足が生じている反面、多くの求職者が希望する職業で就職困難な状況となっているなど、一部に労働力需給のミスマッチが発生
- 厚生労働省は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業能力開発の基本的施策について、「第9次職業能力開発基本計画」（対象期間は平成23年度から27年度まで）を策定し、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化等を推進。求職者の早期の安定した就職の促進に向け、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、求職者に対して知識の付与や実習による技能の習得などを行う職業訓練の機会の提供が重要
- 現在、求職者に対する職業訓練としては、主に公共職業訓練の離職者訓練（平成26年度約13.4万人が受講）と求職者支援訓練（同約5.5万人が受講）が存在。離職者訓練は、施設内訓練（同約4.0万人が受講）と委託訓練（同約9.4万人が受講）に区分。施設内訓練は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県等の公的機関が自ら訓練を実施しているが、委託訓練及び求職者支援訓練は、民間教育訓練機関等に訓練を実施させており、両訓練の受講者数の合計が約14.9万人と、求職者に対する職業訓練の受講者数（約18.9万人）の約8割を民間教育訓練機関等が占めており、民間教育訓練機関等の有する教育訓練資源を最大限に活用することが重要
- この行政評価・監視は、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットの強化に向け、職業訓練の効果的な実施を図る観点から、職業訓練の設定、実施の状況等を調査

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 公的職業訓練の効果的な実施の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、民間教育訓練機関等を活用した多様な訓練機会の提供を通じた求職者の早期の安定した就職の実現を促進する観点から、地域における公的職業訓練の総合的な訓練計画の策定及び実施に当たって、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 介護系分野など地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野に重点を置いて、都道府県労働局、安定所等における求職者に対する公的職業訓練の周知や誘導等をより積極的に実施すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 求職者を対象とした職業訓練については、現在、主として離職者訓練及び求職者支援訓練（注1）に区分。また、離職者訓練は、施設内訓練（注2）と委託訓練（注3）に区分</p> <p>（注1） 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）（以下「求職者支援法」という。）に基づき、雇用保険の失業等給付を受給できない者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると公共職業安定所長が認める者（以下「特定求職者」という。）に対して行う職業訓練をいう。</p> <p>（注2） 国及び都道府県が設置・運営する、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校において行われる職業訓練をいう。</p> <p>（注3） 都道府県から職業訓練の実施を委託された、民間の専修学校、各種学校、大学、大学院、NPO及び事業主（事業主団体）（以下「民間教育訓練機関等」と総称する。）において行われる職業訓練をいう。</p> <p>○ 職業訓練の実施に当たり、求職者が離職者訓練又は求職者支援訓練を受講するまでの主な流れは、以下のとおり。</p> <p>①求職者が公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求職の申込み → ②安定所が職業相談を通じて求職者の訓練の必要性を判断 → ③求職者が安定所を經由して訓練実施機関に受講申込み → ④訓練実施機関が訓練の受講希望者を選考 → ⑤安定所が合格者に受講をあっせん</p>	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 当該勧告を受け、都道府県労働局職業安定部長宛てに、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」（平成28年2月2日付け職訓発 0202 第1号・能訓発 0202 第1号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長・職業能力開発局能力開発課訓練企画室長通知）を發出して、介護系分野を含めた地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野への周知・誘導等に取り組むため、訓練実施機関による訓練コース説明会及び安定所職員の施設見学会の積極的な開催を進めている。</p> <p>また、平成28年2月5日の全国職業安定部長等会議において、勧告内容の徹底を指示し、同年5月31日から6月1日にかけて全国地方訓練受講者支援課室長会議を開催し、各都道府県労働局における取組状況の報告を受けるとともに、意見交換を行った。</p> <p>意見交換の中では、全ての都道府県労働局において、訓練実施機関による訓練コース説明会や都道府県労働局又は安定所が主催する職員等の施設見学会、訓練実施機関との意見交換等を積極的に行っている事例が確認され、具体例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉労働局では、県下の安定所において、訓練コース説明会を積極的に開催（平成26年度 計302回、平成27年度 計320回）しているほか、その他の都道府県労働局では、安定所で月1回程度の定期開催を行っている事例が多く確認された。 ・ 栃木労働局では、訓練コース説明会の実施要領及び年間計画を作成し、県内4地域で毎月実施する仕組みとしており、参加者の97%から訓練選択の役に立ったと評価されている事例が確認された。 ・ 茨城労働局では、訓練コース説明会の開催に加え、介護施設見学会を実施して、参加者から訓練受講の希望が高まったと評価されている事例

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(注) (注) 離職者訓練又は求職者支援訓練の受講に当たって、当該職業訓練の受講が適職に就かせるために必要であると認められた者であること等の基準を満たす場合に、公共職業安定所長が離職者訓練の主な受講者である雇用保険受給者に対して受講指示又は受講推薦を、求職者支援訓練の主な受講者である特定求職者に対して支援指示を行うことをいう。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 介護系分野は、地域の求人ニーズが高く、総じて就職率が高い分野。このような分野については、訓練のより積極的な実施を目指すべきたが、受講者が集まりにくい状況</p> <p>→ 求職者に対して公的職業訓練の周知を適切に行うとともに、積極的な訓練への誘導や、適切な受講あっせんを行うことが重要</p> <p>○ しかし、周知・誘導等が不十分な実態あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査した 21 都道府県労働局の 33 安定所の中には、平成 25 年度において、i) 委託訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していないもの(25 安定所)、ii) 求職者支援訓練を行う民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を開催していないもの(15 安定所)、iii) 安定所職員向けの訓練施設の見学会について、民間教育訓練機関等の訓練施設を対象とした見学会を実施していないもの(22 安定所)あり 	<p>が確認された。また、訓練コースごとの担当者を決めて、介護分野を含め訓練内容について専門性の高い職員の育成に努めている事例が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島労働局では、求職者支援訓練の主な対象者層である女性や 45 歳未満の若者の利用が多いわかものハローワーク及びマザーズハローワークにおいても、訓練コース説明会を定期的に開催している事例が確認された。 浦和安定所(埼玉労働局)では、平成 28 年度から、介護職の希望者に対して、介護系訓練実施機関のみを集めた「介護職訓練説明会」を開始した事例が確認された。 前橋安定所(群馬労働局)、新潟安定所(新潟労働局)及び福井安定所(福井労働局)では、安定所内で福祉分野の職業紹介等を専門に担当する「福祉人材コーナー」と連携して、介護職の希望者を対象とした「介護セミナー」で訓練実施機関から訓練説明を行う取組が確認された。 鳥取安定所(鳥取労働局)及び五島安定所(長崎労働局)では、介護分野の訓練コース説明会において、訓練の一部(車いすや介護ベットによる介護等)を体験できる「体験会」を開催している事例が確認された。 <p>現状は、雇用情勢の改善を反映して、訓練全体の受講者数の減少傾向が続いて、全体的に訓練コースの充足率が減少しており、明確な効果は見られないが、説明会参加者は、訓練制度等への理解が深まり、訓練受講に前向きになっている傾向が見られるほか、特に施設見学を行うことで、訓練設備、カリキュラム、訓練場所等を具体的に把握でき、受講後の中途退校の防止につながるような、受講意欲の向上が見られるため、今後も効果的な周知・誘導等に努めていきたい。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成 28 年 9 月に通知を発出し、介護系分野を含めた地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野への周知・誘導等の取組の着実な実施を指示した結果、一部の都道府県労働局において、介</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>護系分野の訓練コースの定員充足率の向上といった効果が発現しつつある。具体的には以下のとおりである。</p> <p>都道府県労働局職業安定部長宛てに、前回の回答等において把握した具体的な事例を踏まえた取組事項及び留意点について、改めて「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」を踏まえた具体的な取組事項と留意点について」（平成28年9月30日付け職訓発0930第2号・能訓発0930第2号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長・職業能力開発局能力開発課訓練企画室長通知）を発出して、介護系分野を含めた地域の求人ニーズ及び就職率の高い訓練分野への周知・誘導等の取組を進めている。</p> <p>また、平成29年2月14日の全国職業安定部長等会議において、改めて勧告内容の徹底を指示し、同年5月25日から26日にかけて全国訓練課室長会議を開催し、各都道府県労働局における取組状況の報告を受けるとともに、意見交換を行った。</p> <p>報告の中では、全ての都道府県労働局において、民間教育訓練機関等を含む訓練実施機関による訓練コース説明会や施設見学会等を積極的に行っていることを確認するとともに、前回の回答時に事例として報告した介護施設見学会、介護系分野の訓練実施機関のみを集めた訓練説明会の実施、安定所内の「福祉人材コーナー」と連携した取組は、複数の都道府県労働局で実施されていることが確認された。前回の回答時の取組を継続しつつ、取組手法が多様化し、訓練受講に効果的に誘導するための創意工夫がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 群馬労働局では、総務省からの勧告を受けて、「求人者のニーズが高く、訓練修了後の就職率が高いのは介護系分野の訓練であり、再就職に有利である。」旨を管内12安定所で開催する説明会において求職者に説明した。前橋安定所では、福祉人材コーナーにおいて介護分野に特化した説明会を開催したところ、平成28年度は計26回336人が参加し、27年度の計18回294人から増加した。 <p>群馬労働局では介護分野に特化した訓練コース説明会の参加者が増</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>加したことも要因となり、公共職業訓練（委託訓練）の介護系分野の訓練コースの定員充足率が平成 27 年度は 74.0%に対し、28 年度は 75.5%に増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜労働局では、管内の安定所において介護系分野の訓練コース説明会を実施し、平成 28 年度は計 37 回 396 人（うち介護系に特化した説明会 18 回 105 人）が参加し、27 年度の計 12 回 140 人（同 4 回 40 人）から増加した。 このことも要因となり、公共職業訓練（委託訓練）の介護系分野の訓練コースの定員充足率が平成 27 年度の 52.8%に対し、28 年度は 56.7%に増加している。 ・ 大阪労働局は、介護系分野の訓練コース説明会を実施した訓練実施機関では、平成 28 年度上半期の介護系分野の訓練コースの定員充足率が 51.8%であるのに対し、未実施の訓練実施機関は 33.7%となっており、訓練実施機関に対し、積極的な説明会の実施を呼び掛けている。 ・ 小林安定所（宮崎労働局）では、説明会を開催する際に、最初に介護分野を含む各訓練実施機関が訓練内容等について説明を行い、その後各訓練実施機関のブースを開設することで、訓練受講希望者等へ個別に説明を実施した。 また、宮崎安定所においては、訓練の具体的なイメージを得ることによる訓練の定員充足率の向上を目的として、受講希望者向けの介護系職業訓練施設の見学会を実施した。内容は 2 か所の訓練実施機関を訪問し、授業見学、車いすの扱い方や視覚障害者の介助等の模擬体験を盛り込んだ形で実施した。参加者からの見学会終了後のアンケートでは、「参加して良かった」、「職業訓練の受講意欲が高まった」との回答があり、その後、参加者全員が介護系分野の職業訓練コースを受講した。 <p>現状は、雇用情勢の着実な改善を反映して、訓練全体の受講者数の減少傾向が続いている。特に、介護施設等が人手不足から未経験者や無資格者でも採用する傾向があるため、全体的に訓練コースの定員充足率が減少し</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 医療事務系分野など就職率は向上してきているものの地域の求人ニーズが必ずしも十分に把握できていない訓練分野については、当該分野に係る地域の求人ニーズをよりの確に把握できるよう、地域訓練協議会を活用しつつ、効果的な把握手法を検討し、都道府県労働局等における取組の徹底を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域訓練協議会」は、地域における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練を実施するに当たり、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認するとともに、その達成に向け、訓練実施機関の開拓等に地域の関係者が連携して取り組むための検討の場として、都道府県ごとに開催されるもの(注) (注) 構成員は、有識者(人事労務分野に係る大学教授など)のほか、産業界(都道府県経営者協会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等)、都道府県、都道府県労働局等の関係者。事務局は各都道府県労働局職業安定部。 ○ 厚生労働省は、平成26年9月に都道府県、都道府県労働局等に対し、通知(注)を発出し、公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化を図るため、地域訓練協議会等の合議体の更なる活用を推進 (注) 「公的職業訓練の効果的な実施のための関係機関の更なる連携強化について」(平成26年9月29日付け職訓発0929第1号・能発0929第1号厚生労働省) 	<p>ている。</p> <p>しかしながら、一部の都道府県労働局においては、介護系分野の訓練コースの定員充足率の増加がみられることに加え、説明会参加者からは、訓練制度等への理解が深まり、訓練受講に前向きになる傾向がみられるほか、特に、訓練施設見学を行うことで、訓練設備、カリキュラム、訓練場所等を具体的に把握でき、受講後の中途退校の防止につながる受講意欲の向上がみられるため、今後も効果的な周知・誘導等に努めていきたい。</p> <p>→ 「「地域訓練協議会の設置・運営について」の一部を改正する件について」(平成28年4月12日付け職発0412第1号・能発0412第2号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長通知)により、地域訓練協議会設置要綱及び地域訓練協議会業務取扱要領を改正し、求人ニーズを始めとした訓練ニーズの的確な把握手法等について、地域訓練協議会のワーキングチームを活用して検討することとした。</p> <p>平成28年2月2日に、地域訓練協議会において、有効求人倍率に反映されない求人ニーズにも留意しつつ、より効果的な求人ニーズの把握手法を検討し、その検討結果に基づき、取組の徹底を図ることを内容とする「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果(勸告)」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、あわせて、同年4月28日の全国職業安定課長会議及び同年6月1日の全国地方訓練受講者支援課室長会議において、当該内容の徹底を指導した。また、平成28年2月25日に、上記の通知を踏まえた地域訓練協議会の活用状況を同年6月10日までに報告することを内容とする「総務省勸告に係る改善措置状況のフォローアップの準備について」(平成28年2月25日付け厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長・職業能力開発局能力開発課訓練企画室長事務連絡)を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、あわせて、同年5月31日の全国地方訓練受講者支援課室長会議分科会におい</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="264 204 1106 228">働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長、職業能力開発局能力開発課長通知)</p> <p data-bbox="181 284 427 308"><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="181 328 1106 400">○ 医療事務系分野は、現状では、就職率が高いとは言い難いものの、就職率は総じて向上してきている分野 <li data-bbox="181 411 1106 528">○ 一方、全国の「医療事務員」の有効求人倍率については、平成 24 年度で 0.37 倍、25 年度で 0.44 倍、26 年度で 0.56 倍と高くはないが、当省の調査において、潜在的な求人ニーズに関する意見あり <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="215 539 1106 611">i) 医療事務系分野の訓練コース修了者の就職率は高いので、求人ニーズも高い（民間教育訓練機関等） <li data-bbox="215 622 1106 694">ii) 医療事務従事者を雇用する際に、安定所を介さずに民間事業者による人材派遣や業務請負で人材を確保する場合もある（医療機関） <p data-bbox="203 715 1106 866">→ まずは、地域の求人ニーズを的確に把握することが必要。そのためには、安定所が把握している求人状況のみでは必ずしも十分ではないと考えられ、有効求人倍率では捉えきれない潜在的な求人ニーズに関する様々な情報をより幅広く収集するための工夫が求められる</p>	<p data-bbox="1167 209 1563 233">て、当該内容の現状を聴取した。</p> <p data-bbox="1167 252 2078 496">その結果、全ての都道府県労働局において、管内の経済団体を訪問し、会員企業における人手不足の動向についてヒアリングするほか、管内の地方公共団体から地域の事業所の人手不足の動向、地方公共団体として産業振興を図ろうとしている分野及び企業誘致の動向について意見交換を行うなど地域における求人ニーズの把握のための取組を行っている事例が確認され、具体例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1167 507 2078 659">・ 岡山労働局においては、医療事務系分野における地域の求人ニーズを把握するため、平成 28 年 3 月から管内で民間事業者が発行している求人情報誌を毎月確認し、安定所が受理していない求人ニーズを把握している。 <li data-bbox="1167 670 2078 794">・ 徳島労働局においては、地域訓練協議会に参加する医療事務の請負事業者に対し、地域の求人状況等についてヒアリングを行うこととしている。 <p data-bbox="1167 850 2078 967">なお、平成 28 年 4 月 28 日に策定した「第 10 次職業能力開発基本計画～生産性向上に向けた人材育成戦略～」において、「地域訓練協議会において、より効果的なニーズの把握手法の検討」を行うことを規定した。</p> <p data-bbox="1137 1023 2078 1267">⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成 28 年 2 月及び 9 月に通知を発出し、就職率は向上してきているものの地域の求人ニーズが必ずしも十分に把握できていない訓練分野の求人ニーズのよりの確な把握に向けた取組の徹底を指示した結果、一部の都道府県労働局において、新たに把握した求人ニーズを踏まえた訓練の新規開設やそれに伴う就職率の向上といった効果が発現しつつある。具体的には以下のとおりである。</p> <p data-bbox="1167 1278 2078 1437">平成 28 年 7 月 12 日の全国職業安定部長等会議において、同年 2 月 2 日に発出した「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」に示した取組の徹底を指示した。また、平成 28 年 9 月</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>30日に、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」を踏まえた具体的な取組事項と留意点について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、当該内容の徹底を指導するとともに、都道府県職業能力主管部（局）長及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援部長宛てにも発出し、取組への協力を依頼した。あわせて、平成28年10月12日から28日に全都道府県労働局から取組状況及び今後の取組方針について聴取したほか、同年10月から11月に開催された都道府県労働局地方訓練受講者支援課室長ブロック会議において取組徹底の指示及び取組状況を聴取した。また、平成28年9月26日の全国都道府県職業能力開発主管課長会議及び29年2月2日の全国職業能力開発主管課長・労働局地方訓練受講者支援課室長合同会議において、都道府県の職業能力主管課長に対し、取組への協力を依頼した。このほか、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」の2回目のフォローアップに向けた取組状況の確認について」（平成28年11月2日付け厚生労働省職業能力開発局能力開発課訓練企画室長事務連絡）を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出の上、平成28年12月末までの各都道府県労働局の取組状況を確認したほか、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」に関する総務省への改善措置の報告（2回目のフォローアップ）のための各労働局の取組状況の報告について」（平成29年3月22日付け厚生労働省職業能力開発局能力開発課訓練企画室長事務連絡）を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、29年3月末までの各都道府県労働局の取組について報告を求め、その後、個別に各都道府県労働局から取組状況を聴取した。</p> <p>その結果、全ての都道府県労働局において、地域訓練協議会や同ワーキングチームのほか、ワーキングチームの構成員を中心とする「地域の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）による職業訓練コースの開発及び検証」の取組等も活用し、地域の求人ニーズを把握するための取組が確認された。具体的には、これまでも実施している定例的な経済団体及び</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>地方公共団体との意見交換のほか、</p> <p>ア 管内の事業所を対象としたアンケート調査やヒアリング【37局（北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・千葉・神奈川・新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・鳥取・岡山・広島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・鹿児島）】</p> <p>イ 事業主団体や経済団体等を対象としたヒアリングやアンケート調査【34局（北海道・青森・宮城・秋田・山形・茨城・栃木・千葉・東京・新潟・富山・石川・福井・山梨・静岡・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・岡山・山口・香川・愛媛・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）】</p> <p>ウ 民間の求人情報誌・求人サイト・新聞広告の確認【21局（青森・秋田・福島・千葉・石川・福井・山梨・長野・静岡・大阪・和歌山・鳥取・岡山・徳島・愛媛・佐賀・長崎・熊本・大分・鹿児島・沖縄）】</p> <p>エ 民間需給調整事業者との意見交換【15局（青森・福島・埼玉・千葉・神奈川・長野・静岡・滋賀・奈良・和歌山・鳥取・岡山・徳島・長崎・熊本）】</p> <p>オ 地方公共団体からのヒアリング【13局（北海道・秋田・福井・奈良・和歌山・鳥取・島根・山口・徳島・愛媛・高知・熊本・宮崎）】</p> <p>カ 民間の教育機関や訓練実施機関からのヒアリング【8局（北海道・埼玉・長野・岐阜・三重・奈良・岡山・徳島）】</p> <p>キ 訓練修了生から提出される「就職状況報告」や雇用保険受給者の自己就職者名簿の分析等【5局（岩手・秋田・東京・福井・徳島）】等の取組が行われた。</p> <p>上記の取組の結果、安定所が十分把握していなかった求人ニーズを把握した都道府県労働局が31局、新たな求人ニーズについては把握できなかったものの既に把握している求人ニーズの中で求められる能力等を新たに把握した都道府県労働局が16局あった。</p> <p>安定所が把握していない求人ニーズを把握できた31局においては、</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>ア 求人ニーズに対応した訓練実施機関の新規開拓等【11局（宮城・秋田・埼玉・千葉・神奈川・山梨・山口・高知・佐賀・長崎・熊本）】</p> <p>イ 求人ニーズに対応した訓練コースの開講や定員の見直し【9局（岩手・山形・東京・福井・滋賀・奈良・島根・岡山・大分）】</p> <p>ウ 関係機関との協議による求人ニーズを踏まえた訓練カリキュラムの見直しや訓練コースの設定に向けた調整【9局（北海道・福島・長野・三重・京都・大阪・兵庫・広島・徳島）】</p> <p>エ 地域訓練計画への反映【3局（千葉・和歌山・鳥取）】</p> <p>等の取組を行い、これまで安定所が把握していなかった地域の求人ニーズも踏まえた職業訓練の設定に取り組んでいる。</p> <p>個別の事例として、東京労働局においては、サービス系分野の訓練コースの平成28年度の就職率が75.2%であったが、上記のとおり、事業主団体等を対象としたヒアリングやアンケート調査から把握した結果を踏まえ、平成29年4月に「クリーンスタッフ養成科」を新たに開講した。</p> <p>当該科における平成29年4月開講分の訓練修了者の就職率は93.8%（平成29年8月時点）となっており、地域の求人ニーズに基づいた訓練設定の効果がみられる。</p> <p>また、安定所が把握していない新たな求人ニーズについて把握できなかった16局においては、上記の取組を通じて、新たに把握した求人者が求める知識・技能等を踏まえ、</p> <p>ア 関係機関との協議による訓練カリキュラムの見直しや訓練コースの設定に向けた調整【12局（青森・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・岐阜・静岡・香川・愛媛・沖縄）】</p> <p>イ 訓練実施機関の新規開拓、訓練実施機関への働きかけ【2局（愛知・鹿児島）】</p> <p>ウ 地域訓練計画への反映【3局（青森・福岡・宮崎）】</p> <p>エ 求人者のニーズに対応した訓練コースの新設【1局（宮崎）】</p> <p>等の取組を行い、求人者のニーズを踏まえた職業訓練の設定に取り組んでいる。</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 情報系分野など地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないのがみられる訓練分野については、地域訓練協議会が中心となって、その原因の把握・分析的確に行い、その結果に基づき、訓練内容等の見直しなど適切な措置を講ずること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省では、求職者支援法第3条第1項に基づき、毎年度、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画」(全国職業訓練実施計画)を策定 ○ 平成27年度における全国職業訓練実施計画においては、求職者支援訓練における就職率(雇用保険適用就職率)に係る目標として、実践コース(注)で60%を目指す(26年度も同じ。) <p>(注) 基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練をいう。</p> <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報系分野については、有効求人倍率(情報処理・通信技術者)及び雇用保険適用就職率(注)とも地域間較差が著しい <p>(注) 訓練修了者及び就職を理由に中途退校した者のうち、就職に伴い雇用保険の一般被保険者又は雇用保険適用事業主となった者の割合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21都道府県における有効求人倍率(情報処理・通信技術者)の推移：平成24年度…最高2.89倍で最低0.23倍、25年度…最高3.32倍で最 	<p>個別の事例として、宮崎労働局においては、上記のとおり、安定所が把握していない新たな求人ニーズは把握できなかったものの、事業主団体や経済団体等を対象としたヒアリングやアンケート調査から把握した結果を踏まえ、平成29年8月に従来設定されていなかった職場実習を盛り込んだ訓練コースである「医療事務科(職場実習付き)」を開講した。</p> <p>なお、今後、就職実績を含めた実施状況を検証し、必要に応じて改善を図ることとしている。</p> <p>→ 「「地域訓練協議会の設置・運営について」の一部を改正する件について」により、地域訓練協議会設置要綱及び地域訓練協議会業務取扱要領を改正し、就職率等の実績が低調な訓練分野の原因の把握・分析等について、地域訓練協議会のワーキングチームを活用して検討することとした。</p> <p>平成28年2月2日に、地域訓練協議会において、勸告で指摘を受けている就職実績のみならず、定員充足率や開講中止率にも着目し、原因の把握・分析及び改善策の検討に取り組むことを内容とする「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果(勸告)」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、あわせて、同年4月28日の全国職業安定課長会議及び同年6月1日の全国地方訓練受講者支援課室長会議において、当該内容の徹底を指導した。また、平成28年2月25日に、上記の通知を踏まえた地域訓練協議会の活用状況を同年6月10日までに報告することを内容とする「総務省勸告に係る改善措置状況のフォローアップの準備について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、あわせて、同年5月31日の全国地方訓練受講者支援課室長会議分科会において、当該内容の現状を聴取した。</p> <p>その結果、次のような事例が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知労働局においては、求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていない情報系分野の訓練コースを対象に、安定所及び訓練実施機関双方

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>低 0.30 倍、26 年度…最高 3.57 倍で最低 0.41 倍</p> <ul style="list-style-type: none"> 21 都道府県労働局における情報系分野の受講者の雇用保険適用就職率の推移:平成24年度…最高100%で最低18.2%、25年度…最高80.0%で最低22.2%、26年度…最高75.0%で最低30.0% <p>○ 地域によっては、有効求人倍率（情報処理・通信技術者）が 2.0 倍以上と高水準であるにもかかわらず、雇用保険適用就職率が 60%未満にとどまっているものあり</p> <p>→ 地域における情報系分野に係る求人ニーズに応じた訓練が実施できていないことが一因ではないかとも考えられる</p>	<p>から、就職支援の連携状況についてヒアリングを実施し、就職支援に関する課題について把握を行っているところであり、その結果を踏まえ、地域訓練協議会を活用し、求人事業主が求める知識・技能を踏まえたカリキュラムの改善に向けた取組を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島労働局においては、地元の地方公共団体の意向を踏まえ、地域訓練協議会において、販売事務分野を対象に求人事業主から求職者に求める知識・能力に関するアンケート調査を実施し、現在、実施している訓練内容の課題について把握を行っており、その結果を踏まえ、訓練内容について、必要な見直しの措置を講ずることとしている。 宮城労働局及び福岡労働局においては、採用の際に重視するポイント等を把握するため、求人事業主を対象にアンケート調査を実施しており、その結果を踏まえ、地域訓練協議会を活用し、訓練内容の点検等を行い、必要な見直しの措置を講ずることとしている。 <p>なお、平成 28 年 4 月 28 日に策定した「第 10 次職業能力開発基本計画～生産性向上に向けた人材育成戦略～」において、「地域訓練協議会において、（中略）地域における訓練実績の把握・分析を的確に行う」ことを規定した。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成 28 年 2 月及び 9 月に通知を発出し、地域の求人ニーズは高いものの就職実績が上がっていないのがみられる訓練分野について、その原因の把握・分析、その結果に基づく訓練内容等の見直しといった取組の徹底を指示した結果、一部の都道府県労働局において、訓練の新規開設やそれに伴う雇用保険適用就職率の向上といった効果が発現しつつある。具体的には以下のとおりである。</p> <p>平成 28 年 7 月 12 日の全国職業安定部長等会議において、同年 2 月 2 日に発出した「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」を踏まえた公的職業訓練の効果的な実施について」に示した取組の徹底を指示した。また、平成 28 年 9 月</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<p>30日に、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」を踏まえた具体的な取組事項と留意点について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、当該内容の徹底を指導するとともに、都道府県職業能力主管部（局）長及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構求職者支援部長宛てにも発出し、取組への協力を依頼した。あわせて、平成28年10月12日から28日に全都道府県労働局から取組状況及び今後の取組方針について聴取したほか、同年10月から11月に開催された都道府県労働局地方訓練受講者支援課室長ブロック会議において取組徹底の指示及び取組状況を聴取した。また、平成28年9月26日の全国都道府県職業能力開発主管課長会議及び29年2月2日の全国職業能力開発主管課長・労働局地方訓練受講者支援課室長合同会議において、都道府県の職業能力主管課長に対し、取組への協力を依頼した。このほか、平成28年11月2日に、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」の2回目のフォローアップに向けた取組状況の確認について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出の上、28年12月末までの各都道府県労働局の取組状況を確認したほか、29年3月22日に、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果（勧告）」に関する総務省への改善措置の報告（2回目のフォローアップ）のための各労働局の取組状況の報告について」を各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出し、29年3月末までの各都道府県労働局の取組について報告を求め、その後、個別に各都道府県労働局から取組状況を聴取した。</p> <p>その結果、全ての都道府県労働局において、地域訓練協議会やワーキングチームのほか、ワーキングチームの構成員を中心とする「地域の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）による職業訓練コースの開発及び検証」の取組等も活用し、就職実績が上がっていない原因等の分析やその結果を踏まえた改善に向けての取組が確認された。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報系分野【18局（宮城・福島・埼玉・千葉・東京・新潟・富山・山梨・静岡・京都・鳥取・岡山・徳島・福岡・長崎・熊本・宮崎・沖縄）】

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護分野【9局（茨城・栃木・石川・三重・和歌山・島根・山口・香川・佐賀）】 ・ 事務系分野【8局（北海道・山形・神奈川・岐阜・滋賀・奈良・高知・大分）】 ・ 営業・販売分野【6局（青森・秋田・愛知・大阪・兵庫・広島）】 ・ 建設分野【4局（岩手・福井・長野・愛媛）】 ・ 観光分野【2局（群馬・鹿児島）】 <p>の訓練を対象として原因の把握・分析が行われた。</p> <p>原因の把握・分析の具体的な取組としては、</p> <p>ア 求人事業主や事業主団体からのヒアリングやアンケート調査【31局（北海道・青森・宮城・秋田・福島・茨城・栃木・群馬・千葉・富山・石川・福井・山梨・長野・静岡・愛知・滋賀・京都・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・愛媛・福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）】</p> <p>イ 訓練実施機関や安定所職員からのヒアリング【11局（茨城・千葉・東京・新潟・富山・石川・大阪・奈良・岡山・熊本・沖縄）】</p> <p>ウ 安定所の求人受理状況や訓練の実施状況の分析【8局（山形・千葉・神奈川・岐阜・兵庫・高知・佐賀・沖縄）】</p> <p>エ 就職率や定員充足率が良好な訓練コースと低調な訓練コースのカリキュラムの比較分析【7局（岩手・埼玉・千葉・東京・三重・和歌山・長崎）】</p> <p>オ 求職者や受講者を対象としたアンケート調査等【7局（北海道・栃木・福井・山口・徳島・香川・長崎）】</p> <p>カ 地方公共団体からのヒアリング【2局（広島・佐賀）】</p> <p>等の取組が行われた。</p> <p>上記の把握・分析の結果を踏まえた訓練内容等の見直しなどの取組が全ての都道府県労働局において確認された。具体的には、</p> <p>ア 分析結果を活用した訓練実施機関に対するカリキュラム見直しの働きかけや訓練実施機関の新規開拓等【20局（岩手・福島・栃木・東京・新潟・富山・岐阜・静岡・愛知・三重・大阪・兵庫・和歌山・鳥取・岡</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 公共職業安定所における開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>厚生労働省は、求職者の就職可能性を高める観点から、公的職業訓練の訓練コースが開講前に中止となった受講申込者に対して、できる限り早期に他の訓練が受講できるよう、中止が決定した直後に安定所から電話連絡するなど、公的職業訓練の受講を必要とする者への助言、援助等の取組の徹底を図る必要がある。</p> </div> <p>(説明) <制度の概要等></p>	<p>山・広島・徳島・香川・佐賀・長崎)】 イ 関係機関との協議による訓練カリキュラムの見直しや訓練コースの設定に向けた調整【17局(北海道・宮城・茨城・埼玉・千葉・東京・長野・静岡・愛知・京都・大阪・奈良・岡山・広島・福岡・熊本・沖縄)】 ウ 訓練コースの新設【15局(青森・秋田・山形・群馬・神奈川・石川・福井・山梨・滋賀・島根・山口・高知・大分・宮崎・鹿児島)】 エ 安定所におけるキャリア・コンサルティングや就職支援の徹底、訓練受講者の募集方法の見直し等【5局(茨城・千葉・神奈川・徳島・愛媛)】 オ 訓練実施地域や訓練規模の見直し【2局(岐阜・福岡)】 等の取組により改善を図っている。</p> <p>個別の事例として、山梨労働局においては、情報系分野の訓練コースの平成27年度の雇用保険適用就職率が20.0%であったが、上記のとおり、事業主団体からのヒアリング結果を踏まえ、情報通信のトラブルを解決できる人材育成を目指した訓練カリキュラム「ICT技術者養成科」を平成29年3月に開講したところ、同訓練修了者の雇用保険適用就職率が44.4%(平成29年8月時点)となっている。</p> <p>なお、当該訓練については、平成29年7月に終了したところであり、今後、最終的な就職実績も含めた実施状況を検証し、必要に応じ改善を図ることとしている。</p> <p>→ 既に、「公的職業訓練の適切な受講あっせんの推進について」(平成27年9月30日付け職訓発0930第1号・能能発0930第2号厚生労働省職業安定局訓練受講者支援室長・職業能力開発局能力開発課長通知)により、開講前中止になった訓練コース(以下「中止コース」という。)の受講申込者に対する対応の徹底を指示しているところ、当該勸告を受け、都道府県労働局職業安定部長宛てに、「「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果(勸告)」を踏まえた公</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 離職者訓練のうち、施設内訓練では、訓練コースの受講申込者がいる場合は原則開講。一方、委託訓練では、都道府県ごとに訓練コースの受講申込者数の状況に応じて開講前に中止することができる条件（注）あり （注） 訓練を委託する都道府県の仕様書の内容によって開講前に中止できる条件は異なる。</p> <p>また、求職者支援訓練では、求職者支援制度業務取扱要領（注）において、訓練コースの受講申込者が定員の半数に満たない場合には、開講前に中止することが可能と規定 （注） 「求職者支援制度の実施について」（平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号・能発 0901 第 5 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通知）の別添。</p> <p>○ 離職者訓練のうち施設内訓練において、訓練コースが開講前に中止となった際の受講申込者への支援等は、安定所ごとの判断に委ねられている</p> <p>一方、求職者支援訓練については、求職者支援制度業務取扱要領において、訓練実施機関から訓練コースの中止の連絡を受けた安定所は、他の訓練コースの情報を提供するなど就職の実現に向けた助言、援助を行うことが求められている</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した 21 都道府県で民間教育訓練機関等が実施した委託訓練では、3,048 コースのうち 193 コース（6.3%）が開講前に中止（平成 25 年度） → 625 人の受講申込者が希望した訓練コースを受講できず</p> <p>○ 調査した 21 都道府県労働局管内で認定を受け、民間教育訓練機関等が実施した求職者支援訓練では、基礎コースで 1,334 コースのうち 257 コース（19.3%）、実践コースで 3,076 コースのうち 664 コース（21.6%）が開講前に中止（平成 25 年度） → 計 2,932 人の受講申込者が希望した訓練コースを受講できず</p> <p>○ 安定所の中には、開講前に中止となった訓練コースの受講申込者の早期の就職の実現に向け、積極的な支援を行っている例あり</p>	<p>的職業訓練の効果的な実施について」を発出し、改めて中止コースの受講申込者に対する助言、援助等の取組の徹底を図った。</p> <p>また、平成 28 年 2 月 5 日の全国職業安定部長等会議において、勧告内容の徹底を指示し、同年 5 月 31 日から 6 月 1 日にかけて全国地方訓練受講者支援課室長会議を開催し、各都道府県労働局における取組状況の報告を受けるとともに、意見交換を行った。</p> <p>意見交換の中で把握した内容として、長野労働局では、中止コースに係る要因分析や申込者への対応を安定所から同労働局へ報告させる取組を行っており、中止コースの対応を都道府県労働局が一元管理している好事例が確認された。</p> <p>現状は、本省からの指示を踏まえ、各都道府県労働局においても文書指示又は安定所長等を集めた会議での指示により、全ての安定所において取組の徹底に取り組んでいる。今後は、継続的に中止コースの受講申込者に対する助言、援助等の取組の徹底が図られるよう、全国地方訓練受講者支援課室長会議において収集した好事例も参考としつつ、毎年度（上半期）、安定所における職業訓練関係業務の定期的な点検を各都道府県労働局が実施するよう指示内容を検討しているところである（平成 28 年度内に通知発出予定）。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、平成 28 年 9 月に通知を発出し、訓練開講前に中止となった受講申込者に対する支援の徹底について指示するとともに、29 年 3 月には、各安定所の取組の実施状況を各都道府県労働局が毎年度上半期に点検するよう指示した結果、ほぼ全ての都道府県労働局で取組の実施を確認しており、残りの都道府県労働局も 29 年内に実施することとなっている。</p> <p>一部の安定所では、他の訓練コースを受講させることができおり、今後も訓練開講前に中止となった受講申込者への助言、援助等の取組を徹底していくこととしている。具体的には以下のとおりである。</p> <p>平成 28 年 9 月 30 日に、都道府県労働局職業安定部長宛てに、前回の回</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一方、訓練中止後に受講申込者が来所したときのみの対応にとどまっているものが離職者訓練では1安定所(高松)、求職者支援訓練では3安定所(草津、高松、鳥栖)あり ○ 募集中の訓練コース情報などを提供し、来所勧奨等を実施することとしている安定所が、当該取組を行っていない安定所に比べ、他の訓練を受講又は訓練をせずに安定所経由で就職した者の割合が高い状況あり 	<p>答等において把握した具体的な事例を踏まえた取組事項及び留意点について、改めて「職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－の結果(勧告)」を踏まえた具体的な取組事項と留意点について」を発出して、訓練開講前に中止となった受講申込者に対する支援の徹底についての取組を進めている。</p> <p>また、各安定所において、継続的に開講前中止コースの受講申込者に対する助言、援助等の取組の徹底を図るため、「ハローワークにおける職業訓練関係業務の定期点検の実施等について」(平成29年3月31日付け職訓発0331第2号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室長通知)を発出した。本点検は、各都道府県労働局が毎年度上半期に実施するように指示しており、通知の中で示している定期点検チェックリストには「開講前中止コースの対応」に関する項目を設定しており、各安定所が開講前中止コースの受講申込者に対する助言、援助等の取組の徹底を行っているかを点検することとしている。</p> <p>定期点検の実施状況については、47都道府県労働局のうち、44都道府県労働局で実施済みであり、残り3都道府県労働局についても平成29年内に実施予定となっている。</p> <p>各都道府県労働局が管内の各安定所の取組の実施状況を点検することで、各安定所の取組も徹底されているところであり、具体例として、岡山、倉敷中央、笠岡安定所(岡山労働局)では、実施予定であった「介護福祉士実務者養成科」(求職者支援訓練)の開講中止を把握した直後に受講申込者4人全員に対して安定所への来所勧奨及び他の介護系分野の訓練コースの情報提供を実施した。</p> <p>その結果、3人は他の介護系分野の訓練コースを申し込み、残る1人は職業相談の結果、1か月以内に就職が内定した。</p> <p>今後も、各都道府県労働局における定期点検を毎年度実施していくことで、各安定所における公的職業訓練の訓練コースが開講前に中止となった受講申込者への助言、援助等の取組を徹底していくこととしている。</p>

勸 告 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>3 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>厚生労働省は、育児中の女性等が職業訓練を受講しやすい環境の整備を図る観点から、求職者支援訓練における託児サービス付き訓練や短時間訓練について、求職者支援訓練におけるニーズの把握を行い、その結果及び委託訓練における利用動向を踏まえつつ、導入を検討する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 離職者訓練のうち委託訓練については、訓練の受講によって就学前の児童を保育することができない者に対する訓練期間中に託児サービスを提供する訓練（以下「託児サービス付き訓練」という。）及び短時間訓練あり <ul style="list-style-type: none"> 一方、離職者訓練のうち施設内訓練については、平成 27 年度から託児サービスの提供が可能（短時間訓練の実施も可能） ○ 「求職者支援制度利用者調査－訓練前調査・訓練後調査・追跡調査の結果より」（平成 27 年 2 月 24 日第 13 回中央訓練協議会資料）によると、求職者支援訓練の女性受講者の約半数は子供がいるとされている <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 求職者支援訓練では、託児サービス付き訓練を実施する訓練実施機関に対して、託児サービスに係る経費を国が支給する制度がなく、短時間訓練についても、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号）第 2 条によって 1 日当たりの訓練時間は原則として 5 時間以上 6 時間以下と規定されていることから、制度上実施することができない状況 ○ 求職者支援訓練では、33 安定所のうち 4 安定所において、子供の預け先がないこと等から訓練の受講を断念する例あり ○ 求職者支援訓練について、訓練時間が 5 時間以上の訓練では、訓練の 	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 平成 27 年 9 月 8 日、10 月 22 日及び 11 月 26 日の 3 回にわたり、労働政策審議会職業能力開発分科会において求職者支援制度の今後のあり方について審議し、同年 11 月 26 日に提出された「求職者支援制度の今後のあり方について（職業能力開発分科会報告書）」において、「育児中の女性等が訓練を受講しやすくなるよう、現行の公共職業訓練と同様に、求職者支援訓練にも、託児サービス支援付き訓練コースや、短時間の訓練コース（1 日 4 時間以上）の設定を推進していくべきである。」とされた。</p> <p>これを受け、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正（平成 28 年 4 月 1 日公布、同年 10 月 1 日施行）し、求職者支援訓練で託児サービス付き訓練コースや短時間の訓練コースの設定を可能とした。</p> <p>なお、平成 28 年 4 月 28 日に策定した「第 10 次職業能力開発基本計画～生産性向上に向けた人材育成戦略～」において、「子育て中の女性の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等と両立しやすい短時間の訓練コースの設定や訓練受講の際の託児支援サービスの提供等を推進する。」ことを規定した。</p> <p>⇒ 総務省からの勧告を踏まえ、求職者支援訓練に託児サービス付き訓練コースや短時間訓練コースの設定を可能とする規則改正を行い、その内容の周知徹底及び設定促進を指示した結果、託児サービス付き訓練、短時間訓練コースともに複数の訓練コースが開設されるといった効果が発現した。具体的には以下のとおりである。</p> <p>平成 28 年 7 月 12 日に開催した全国職業安定部長会議及び同年 10 月から 11 月に開催した都道府県労働局地方訓練受講者支援課室長ブロック会議において、求職者支援訓練に託児サービス付き訓練コースや短時間の訓練コースの設定を可能とした職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の改正（平成 28 年 4 月 1 日公布、同年 10 月</p>

勸告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>終了時間が遅くなってしまうため、i) 小学校低学年の子供の帰宅までに間に合わないとして受講を断念した例や、ii) 保育所への迎えの時間に間に合わないとして受講を断念した例あり</p>	<p>1日施行) 内容の周知徹底及び設定促進を指示したほか、29年2月2日に開催した全国職業能力開発主管課長・労働局地方訓練受講者支援課室長合同会議において、託児サービス付き訓練コースや短時間訓練コースの設定促進を指示した。</p> <p>その結果、平成28年10月1日から29年3月31日までの間に開講した託児サービス付き訓練は72コース、託児サービスを利用している受講者数84人(速報値)となっているほか、同期間に開講した短時間の訓練コースは5コースあり、受講者数37人となっている。</p>